



埼玉県報

第 548 号
令和 6 年(2024 年)
9 月 10 日
火曜日

目次

告示

- 電子入札共同システム機器等賃貸借（再リース）に関する契約の相手方等の公示（入札審査課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 所沢都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧（公園スタジアム課）
- 男性警察官用夏服上衣（長袖）の製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 男性警察官用夏服ズボンの製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 男性警察官用冬活動服の製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 男性警察官用短靴の製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 男性警察官用冬服ズボンの製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 男性警察官用制服ワイシャツの製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 警察官用雨衣 4 品目の製造請負（単価契約）に関する落札者等の公示（会計課）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年九月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
電子入札共同システム機器等賃貸借（再リース） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年8月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 契約金額
48,496,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第千十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ロヂャース川越中台店

埼玉県川越市中台一丁目一番四 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一丁目十一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

北辰商事株式会社 代表取締役 太田順康

埼玉県さいたま市桜区山久保一丁目十一番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和七年四月二十八日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千百七十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七十九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六十三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二百二十六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三十一立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和六年八月二十七日

二 縦覧期間

令和六年九月十日から令和七年一月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年九月十日から令和七年一月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス新河岸店

埼玉県川越市大字砂字漆谷九百九十番一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和七年四月二十八日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百五十一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四十五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四十台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三十三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 十一立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和六年八月二十七日

二 縦覧期間

令和六年九月十日から令和七年一月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年九月十日から令和七年一月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川口駅東口第三工区再開発ビル

埼玉県川口市栄町三丁目百五番地の十五 外十五筆

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 三井不動産株式会社 代表取締役 植田俊

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号 外計二十二者

（変更後） 三井不動産株式会社 代表取締役 植田俊

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号 外計二十者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二 外計四者

東京都千代田区二番町五番町二十五

（変更後） ITXコミュニケーションズ株式会社 代表取締役 高田泰司

神奈川県横浜市西区南幸一丁目一番一号

ハ 変更年月日

令和六年八月二十七日外

ニ 届出年月日

令和六年八月二十七日

二 縦覧期間

令和六年九月十日から令和七年一月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年九月十日から令和七年一月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川口駅東口第三工区再開発ビル

埼玉県川口市栄町三丁目百五番地の十五 外十五筆

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の店舗面積の合計

（変更前） 三万七千六百三十五平方メートル

（変更後） 三万五千七百三十一平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 二百六十二台（隔地駐車場計五か所）

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 二百六十二台（隔地駐車場計四か所）

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前十時から午後八時

（変更後） 午前九時から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前七時から午後十一時外

（変更後） 午前八時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 六か所（隔地駐車場五か所計） 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 六か所（隔地駐車場四か所計） 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前八時から午後七時三十分

（変更後） 午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

令和七年四月二十八日

ニ 届出年月日

令和六年八月二十七日

二 縦覧期間

令和六年九月十日から令和七年一月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年九月十日から令和七年一月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千十八号

所沢市から所沢都市計画緑地の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

令和六年九月十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年九月十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用夏服上衣（長袖）の製造請負（単価契約） 4,280着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年7月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
ミスズユニム株式会社 東京都台東区蔵前2丁目4番5号
- 5 落札金額
43,313,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年5月17日

告 示

埼玉県告示第千二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年九月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用夏服ズボンの製造請負（単価契約） 3,839着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年7月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
赤城工業株式会社 東京都江東区北砂1丁目13番4号
- 5 落札金額
40,033,092円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年5月17日

告 示

埼玉県告示第千二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年九月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用冬活動服の製造請負（単価契約） 1,414着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年7月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
赤城工業株式会社 東京都江東区北砂1丁目13番4号
- 5 落札金額
40,751,480円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年5月17日

告 示

埼玉県告示第千二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年九月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用短靴の製造請負（単価契約） 7,967足
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年7月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
赤城工業株式会社 東京都江東区北砂1丁目13番4号
- 5 落札金額
63,975,010円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年5月17日

告 示

埼玉県告示第千二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年九月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用冬服ズボンの製造請負（単価契約） 3,080着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年7月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
ジャパンユニホーム株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目8番5号興洋ビル
- 5 落札金額
43,027,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年5月17日

告 示

埼玉県告示第千二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年九月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用制服ワイシャツの製造請負（単価契約） 8,924着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年7月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社丸広百貨店 埼玉県川越市新富町2丁目6番地1
- 5 落札金額
76,567,920円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年5月17日

告 示

埼玉県告示第千二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年九月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

警察官用雨衣 4 品目の製造請負（単価契約）

（内訳） 男性警察官用雨衣 I 種（上衣）	1,714着
男性警察官用雨衣 I 種（ズボン）	1,714着
女性警察官用雨衣 I 種（上衣）	201着
女性警察官用雨衣 I 種（ズボン）	201着

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 6 年 7 月 8 日

4 落札者の氏名及び住所

ミスズユニム株式会社 東京都台東区蔵前 2 丁目 4 番 5 号

5 落札金額

40,170,955円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 6 年 5 月 17 日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十八年七月三日第五号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和六年九月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

取消番号	第三号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の取消しの年月日	令和六年九月二日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県飯能市大字新光七十六―三、七十六―四、七十六―九、七十七―五、七十七―六の各一部
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	三十九・五
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和六年九月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和六年九月二日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字双柳九百五十八―一、九百五十八―二及び九百五十九―一の各一部</p> <p>埼玉県飯能市大字双柳九百三十二―一、九百三十三―五、九百三十三―十、九百三十三―十四、九百四十二―一、九百四十二―三、九百四十二―四及び九百四十二―五の各一部</p> <p>埼玉県飯能市大字双柳八百七十九―一、九百六十五及び九百六十六―一の各一部並びに八百七十九―一、八百七十九―十三、八百八十一―一、八百八十一―三、九百六十五及び九百六十六―一の各先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三十四・〇</p> <p>七十五・〇</p> <p>二十四・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇</p> <p>四・〇</p> <p>四・〇</p>

指定番号	
指定に係る道路の種類	
指定の年月日	
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字双柳八百二十二、二十六、八百五十四―四、九百八十一―一、九百八十一―五、九百八十二―三、九百八十二―五及び九百八十二―六の各一部並びに八百二十二―二十六、八百五十四―四、九百八十一―一、九百八十二―三、九百八十二―五及び九百八十二―六の各先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>四十四・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>九・〇</p>

	指定番号		
	指定に係る道路の種類		
	指定の年月日		
<p>埼玉県飯能市大字新光五十一十八、七十六十及び七十六二十一並びに四十九四、五十一九、五十一十七、七十六三、七十六四、七十六七、七十六九、七十七一、七十七二、七十七五及び七十七六の各一部</p>	<p>埼玉県飯能市大字新光七十四一及び七十四十並びに七十四三、七十四六、七十四八、七十四二及び七十六六の各一部</p>	<p>埼玉県飯能市大字新光七十三一六並びに七十三三、七十三四、七十三五、七十三七及び七十三八の各一部</p>	指定に係る道路の位置
四十二・〇	四十二・〇	三十六・〇	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇八・〇	四・〇	四・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

	指定番号
	指定に係る道路の種類
	指定の年月日
<p>埼玉県飯能市大字双柳八百九十一、八百九十二、九百二、九百三十六一、九百三十六一三、九百三十六一四、九百三十七一及び九百三十七一四の各一部並びに九百三十六一一の先</p>	<p>指定に係る道路の位置</p> <p>埼玉県飯能市大字新光七十二一、七十五一、七十五一六、七十六一二十六、七十六一二十七及び八十三一三並びに七十二一、七十二一三、七十二一四、七十六一四、七十六一二十五、七十六一三十三、七十九一、七十九一三、七十九一四、七十九一五、七十九一六、八十三一、八十三一二、八十三一四、八十三一五及び八十三一六の各一部並びに七十二一三及び八十三一二の各先</p>
<p>百六十九・〇</p>	<p>指定に係る道路の延長 (単位メートル)</p> <p>九十三・〇</p>
<p>四・〇</p>	<p>指定に係る道路の幅員 (単位メートル)</p> <p>四・〇</p>

	指定番号
	指定に係る道路の種類
	指定の年月日
<p>埼玉県飯能市大字双柳九百四十一並びに八百九十三―一、八百九十三―十四、八百九十三―十五、九百一―五、九百一―六、九百一―九、九百二、九百四―二、九百四―六及び九百四―十二の各一部並びに八百九十三―一、八百九十三―十四、八百九十三―十五、九百一―五、九百一―六、九百一―九及び九百二の各先</p>	指定に係る道路の位置
九十五・〇	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
四・二	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和六年九月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

指定番号	第五号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和六年九月二日
指定に係る道路の位置	埼玉県飯能市大字岩沢六百八十三、六百八十五―一、六百八十六―四、六百八十六―五、七百十一―七、七百十一―六、七百三十五及び七百三十六―一の各一部並びに六百八十三、六百八十五―一、六百八十六―四、六百八十六―五、七百十一―一、七百十一―六、七百三十五及び七百三十六―一の各先
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	六十五・〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	五・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十七年五月四日第六号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和六年九月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

取消番号	第一〇二号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の取消しの年 月 日	令和六年八月二十七日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷字西側四百四十五番八、四百四十五番二十六、四百四十五番二十七、四百四十五番二十八、四百四十五番四十二
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	三十九・六六
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇

告 示

埼玉県選管告示第三十八号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和六年九月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和六年九月十三日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ 坂戸市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて

ウ その他